

事 務 連 絡

2020年（令和2年）5月26日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

高齢者施設の職員等へのPCR検査の実施に係る取扱いについて

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、本市では新型コロナウイルス感染症対策の一環として、「PCR検査体制の拡充」に取り組みます。

本市の取組みによって拡充した「検査枠」について、通常の検査を実施したうえで余裕がある場合には、感染症指定医療機関や高齢者施設等について積極的に検査を行っていくこととしております。

このうち高齢者施設関係の詳細は次のとおりです。

- ①感染予防・感染拡大防止に資するため、高齢者施設の職員に感染の懸念がある場合に、PCR検査の受検を積極的に実施する。
- ②介護保険施設等に新規に入所する人に感染の懸念がある場合に、施設内での共同生活による感染拡大リスクの低減に資するため、PCR検査を積極的に実施する。

つきましては、本件内容の新規入所者及び関係者（御家族等）、事業所・施設の職員等への周知と、検査希望がある場合の取りまとめにつきまして、よろしく申し上げます。

1 積極的な検査の対象者

- ①介護保険事業所・施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの職員で、感染の懸念がある人
- ②介護保険施設（密着型を含む特養・老健・療養型・介護医療院）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に新規に入所・入居する人で、感染の懸念がある人

2 申込窓口及び申込方法

事業所・施設等で取りまとめていただき、介護保険課事業者指導担当（084-928-1232）へ電話してください。なお受付は、開庁日の8時30分から17時までとします。お伝えいただく事項は次のとおりです。

- ・「拡充PCR検査の申込み」である旨
- ・電話してきた御担当者のお名前、所属（事業所・施設等の名称）、連絡先
- ・①、②の別
- ・検査希望者の名前、性別、生年月日、年齢、住所
- ・感染を懸念する理由
- ・保健所からの折り返しの連絡先（名前、電話番号、続柄等）

介護保険課から保健所へ連絡し、保健所から「折り返しの連絡先」へ電話します。なお、「折り返しの連絡先」は、本人の状況をよく把握しており、検査に関して本人の意志・都合を踏まえて具体的な調整ができる方としてください。本人又はその家族のほか、本人や家族の同意を得ていれば、事業所・施設の担当者等でも差し支えありません。

※この取扱いは、「新規入所者や職員のうち、『相談の目安』には該当しないが、何らかの感染の懸念があり、施設等における感染予防・感染拡大防止のため早期にPCR検査を受けて感染の有無を確認したい」方を対象とするものです。「相談の目安」に該当する場合は、この取扱いによらず、通常どおり下記の相談窓口へ連絡してください。

(参考)『相談の目安』（2020年5月21日時点）

次のいずれかに該当する場合。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・次のような重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合[高齢者/糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方/透析を受けている方/免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方]
- ・上記以外の方で、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・臭いや味が変わると感じる場合
- ・一度37.5℃以上の発熱があった後、すぐに平熱に下がり、数日後再び発熱する場合

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

084-928-1350（24時間）

※この相談の目安は変更となる場合があります。最新の情報は本市HP等で御確認ください。

3 留意事項

- ・PCR検査の受検は、心身の状況等を総合的に聴き取る中で、保健所において総合的に判断します。①②の対象者であっても、必ずしも検査の実施を確約するものではありません。また、検査の混雑状況によっては数日程度お待ちいただく可能性もあること御承知おきください。
- ・新規入所者や職員に受検を義務付けるものではありません。御本人の感染への懸念と、

御本人の受検意志を優先してください。施設等において一律に新規入所者に受検を義務付けたり、職員に受検を強制することはしないでください。

- ・受検することとなった場合は、費用がかかります。（検査は無料ですが、診察料等が有料です。医療保険の適用となり、その負担割合に応じて自己負担となります。）
- ・この取扱いにより受検することとなった場合の「指定権者への報告（介護保険課への連絡）」は、不要です。
- ・①及び②について、福山市に住民票がない方も対象となります。
- ・①について、直接処遇に関わらない事務職員等も対象となります。正規雇用、アルバイト、派遣職員等の雇用形態は問いません。広く「その事業所・施設で働いている人」は対象となります。
- ・②については、「入所・入居が確定している方」を対象とします。入所・入居が確定していない「入所申込者」「これから判定会議にかける人」等は対象となりません。